

第五十一回国 参議院 内閣委員会 會議録 第二号

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)

午後零時八分開会

出席者は左のとおり。

- 委員長 柴田 栄君
- 理事 石原幹市郎君
- 三木與吉郎君
- 伊藤 顕道君
- 北村 暢君
- 源田 実君
- 八田 一朗君
- 船田 讓君
- 増原 恵吉君
- 森 八三一君
- 山本茂一郎君
- 鬼木 勝利君
- 多田 省吾君
- 中沢伊登子君

- 國務大臣 松野 頼三君
- 國務大臣 安井 謙君

政府委員 總理府人事局長 増子 正宏君

事務局側 常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田栄君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

これらの三案は、昨二十四日衆議院から送付され、本委員会に付託せられました。それでは三案につきまして順次提案理由の説明

を聴取いたします。安井總理府總務長官。

○國務大臣(安井謙君) ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十三日、一般職の國家公務員の給与について、指定職俸給表(甲)を除く全俸給表を改定し、期末手当及び通勤手当を改定すること等を内容とする人事院勧告がなされたのであります。政府といたしましてその内容を慎重に検討した結果、本年九月一日から人事院勧告どおりこれを実施することが適当であり、また、扶養手当等の支給方法に關する制度の合理化をあわせて行なうことが適当であると認めましたので、この際、一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、同法の一部を改めまして、次のとおり本年八月の給与改定に關する人事院勧告の実施をはかることといたしました。

すなわち第一に、指定職俸給表(甲)を除き全俸給表の俸給月額を引き上げることといたしました。この結果、俸給表全体の改善率は平均六・四%になることとなります。

第二に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する現行の支給限度額九百円を千円に引き上げるとともに、運賃相当額が千円をこえる部分についてはその二分の一の額(五百円を限度とする)を支給することとし、自転車等使用者に対する支給月額を五十円増額して四百五十円(原動機付のものにあっては五百円)に改めることといたしました。

第三に、十二月に支給される期末手当を〇・一月分増額することといたしました。

さらに、同法の一部を改めまして、明年一月一日から、次のとおり扶養手当等の支給方法に關する制度の合理化をはかることといたしました。

第一に、扶養手当について、月の中途から支給する場合等の日割計算による現行の支給方法を月単位による月額支給に改めることといたしました。

第二に、期末手当および勤勉手当について、現在手当受給の要件となる職員の在職日と手当支払日とが同日であるものを分離し、受給権確定日を六月一日、十二月一日および三月一日とし、手当支払日はそれぞれの日から十五日以内で人事院規則で定める日とすることといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、中位等級の一

部の在職者に対する次期昇給期間の三月短縮の措置、俸給の切りかえ方法、切りかえに伴う措置等を規定することといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なおうとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、本年八月十三日に行なわれました人事院勧告に基づいて、九月一日以降一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、特別職の職員のうち秘書官の給与につきましまして、一般職の職員との均衡を考慮して所要の改定を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 松野防衛庁長官。

○国務大臣(松野頼三君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案理由及び内容の概要を御説

明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額額の改定等を行なおうとするものであります。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自衛官の俸給について、一般職に準じてその額の改定を行なうこととし、あわせて、防衛大学の学生の手当および自衛官の営外手当について、その額の改定を行なうことといたしております。

また、一般職の職員に対する期末手当に関する規定の改正に準じて、期末手当に関する規定の改正を行なうこととするほか、自衛官の退職手当の算定についての特例を設けることとしております。

なお、事務官等の俸給表および通勤手当については、一般職の給与法を準用しておりますので、同法の改正に伴い、同様に額の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、一般職に準じて、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関する制度の合理化をはかることとしております。

この法律案の第一条の規定は、公布の日から施

行し、本年九月一日から適用することとし、第二条の規定は、明年一月一日から施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 以上で三案の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後零時十五分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)

十二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十三日)

- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「九百円をこえるときは九百円」を「千円をこえるときは、その額と

千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が五百円をこえるときは、五百円)を千円に加算した額」に改め、同項及び同条第三項中「四百円」を「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	78,800	57,400	47,600	38,600	29,600	23,800	20,500	15,500
2	82,800	60,500	50,000	40,800	31,700	25,500	21,600	16,100
3	86,800	63,600	52,400	43,000	33,800	27,200	22,700	16,700
4	90,800	66,700	54,800	45,200	35,900	29,100	23,800	17,300
5	94,800	69,800	57,200	47,400	38,000	31,000	25,300	17,900
6	98,800	72,900	59,600	49,600	40,100	32,900	26,800	18,700
7	102,800	76,000	62,000	51,800	42,200	34,800	28,400	19,600
8	106,800	79,000	64,300	54,000	44,300	36,700	30,100	20,500
9	110,800	82,000	66,600	56,100	46,200	38,500	31,800	21,400
10	114,500	84,600	68,900	58,200	48,100	40,300	33,500	22,300
11	117,700	86,800	71,200	60,300	50,000	42,100	34,800	23,300
12	119,900	89,000	73,500	62,300	51,600	43,700	36,100	24,300
13	122,100	90,900	75,800	64,300	53,200	45,300	37,400	25,400
14	124,200	92,800	78,100	66,300	54,300	46,400	38,300	26,500
15	126,300	94,700	79,800	68,300	55,400	47,500	39,200	27,200
16			81,500	70,300	56,400	48,500		27,900
17				71,900	57,400	49,500		28,600
18				73,500	58,400	50,500		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,200	23,800	20,700	15,700	13,300
2	32,900	25,100	21,700	16,400	13,900
3	34,600	26,500	22,700	17,100	14,500
4	36,300	28,000	23,800	17,800	15,100
5	38,000	29,600	24,900	18,700	15,700
6	39,700	31,200	26,000	19,700	16,300
7	41,400	32,600	27,200	20,700	16,900
8	42,900	34,000	28,400	21,700	17,500
9	44,400	35,400	29,700	22,600	18,400
10	45,900	36,700	31,000	23,500	19,300
11	47,200	38,000	32,100	24,400	20,100
12	48,400	39,300	33,200	25,300	20,900
13	49,600	40,400	34,300	26,100	21,700
14	50,700	41,500	35,400	26,900	22,400
15	51,800	42,500	36,400	27,700	23,100
16	52,800	43,500	37,400	28,500	23,800
17	53,800	45,500	38,400	29,300	24,400
18	54,800	45,300	39,100	30,100	25,000
19	55,700	46,100	39,800	30,800	25,600
20	56,600	46,900	40,500	31,500	26,200
21	57,500	47,700	41,200	32,200	26,800
22	58,400	48,500	41,900	32,900	27,500
23	59,300	49,200	42,500	33,600	28,200
24	60,200	49,900	43,100	34,200	28,900
25	61,100	50,600	43,700	34,800	29,600
26	62,000			35,400	30,200
27					30,800
28					31,400
29					32,000
30					32,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めらるるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	16,800
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,500
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,200
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	18,900
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	19,600
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	20,500
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	21,400
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	22,300
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	23,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	24,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,200	25,700
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,500	27,100
13		86,300	69,900	58,500	49,600	40,800	28,000
14		88,100	71,900	59,600	50,600	41,700	28,800
15		89,900	73,900	60,700	51,600	42,600	29,600
16			75,900	61,700			
17			77,500				
18			79,100				
19			80,700				
20			82,300				
21			83,900				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	66,700	57,400	44,200	30,700	22,700	19,600	17,500
2	69,800	60,500	46,400	32,800	24,200	20,600	18,200
3	72,900	63,600	48,600	34,900	26,100	21,600	18,900
4	76,000	66,700	50,800	37,000	28,000	22,700	19,600
5	79,000	69,800	53,000	39,100	29,900	24,000	20,600
6	82,000	72,300	55,200	41,200	31,800	25,800	21,600
7	84,600	74,600	57,400	43,400	33,700	27,600	22,700
8	87,200	76,900	59,600	45,600	35,600	29,500	24,000
9	89,500	78,900	61,700	47,800	37,600	31,400	25,800
10	91,800	80,900	63,800	49,900	39,600	33,300	27,600
11	93,900	82,700	65,900	52,000	41,600	35,200	29,500
12	96,000	84,500	67,900	53,900	43,400	37,000	31,400
13		86,300	69,900	55,800	45,200	38,800	33,300
14		88,100	71,900	57,400	47,000	40,600	35,200
15		89,900	73,900	59,000	48,700	42,400	37,000
16			75,900	60,100	50,400	44,200	38,800
17			77,500	61,200	51,700	46,000	40,400
18			79,100	62,200	53,000	47,600	42,000
19			80,700	63,100	54,000	49,200	43,600
20			82,300	64,000	55,000	50,500	45,200
21			83,900	64,800	55,900	51,800	46,600
22				65,600	56,800	52,700	48,000
23				66,400	57,600	53,600	49,000
24					58,400	54,400	49,900
25					59,200	55,200	50,800
26					60,000	56,000	51,600
27						56,800	52,400
28						57,600	53,200
29							54,000
30							54,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	17,100	14,600
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,900	15,200
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,700	15,800
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	19,600	16,400
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	20,500	17,100
6	82,000	72,900	55,200	45,400	37,200	30,100	21,500	17,800
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	22,500	18,600
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	23,600	19,400
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	24,900	20,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	26,300	21,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,400	27,300	22,300
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,700	29,300	23,300
13		86,300	69,900	58,500	49,600	41,000	30,800	24,600
14		88,100	71,900	59,600	50,600	42,200	32,300	25,900
15		89,900	73,900	60,700	51,600	43,400	33,800	27,100
16			75,900	61,700	52,600	44,300	35,100	28,200
17			77,500		53,600	45,200	36,400	29,200
18			79,100			46,100	37,400	30,200
19			80,700			47,000	38,400	31,200
20			82,300				39,200	32,100
21			83,900				40,000	33,000
22							40,800	33,800

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,700	44,900	34,000	25,400	18,300
2	61,800	47,700	36,700	26,900	19,100
3	64,900	50,500	39,300	28,400	20,100
4	68,200	53,300	41,900	29,900	21,300
5	71,500	56,100	44,300	31,800	22,700
6	74,800	58,600	46,700	33,800	24,100
7	78,100	61,100	49,100	35,800	25,400
8	81,400	63,600	51,500	37,800	26,600
9	84,400	65,800	53,700	39,700	27,800
10	87,400	68,000	55,700	41,600	29,000
11	90,400	69,900	57,300	43,200	30,400
12	92,700	71,800	58,900	44,800	31,800
13	95,000	73,200	60,200	46,400	33,200
14	97,100	74,600	61,500	48,000	34,500
15	99,200	76,000	62,800	49,300	35,800
16	101,300	77,400	64,100	50,600	37,100
17	103,400	78,800	65,400	51,800	38,200
18	105,400				39,300
19	107,400				40,400
20					41,400
21					42,400

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	33,400	25,600	20,200	15,500
2	35,600	26,900	21,200	16,200
3	37,800	28,300	22,200	17,000
4	39,900	29,700	23,300	17,800
5	42,000	31,400	24,400	18,600
6	43,800	33,400	25,600	19,400
7	45,600	35,400	26,800	20,200
8	47,400	37,400	28,100	21,000
9	48,800	39,200	29,400	21,900
10	50,200	40,900	30,900	22,900
11	51,600	42,600	32,400	24,000
12	53,000	44,100	33,900	25,200
13	54,200	45,500	35,300	26,400
14	55,400	46,500	36,700	27,600
15	56,600	47,500	38,100	28,800
16	57,800	48,500	39,500	30,000
17	59,000	49,500	40,700	31,100
18	60,000	50,500	41,900	32,200
19	61,000	51,400	42,900	33,200
20	62,000	52,300	43,900	34,200
21	63,000	53,200	44,700	35,000
22	64,000	54,100	45,500	35,800
23	65,000		46,300	36,600
24				37,300

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	54,600	40,100	33,500	23,000	17,900
2	57,800	43,000	36,100	24,300	18,900
3	61,000	45,900	38,700	25,600	19,900
4	64,200	48,800	41,300	27,300	21,000
5	67,400	51,700	43,900	29,200	22,200
6	70,600	54,300	46,500	31,100	23,400
7	73,800	56,900	49,100	33,100	24,700
8	77,000	59,400	51,100	35,200	26,300
9	80,200	61,800	53,100	37,300	28,100
10	83,400	64,200	55,100	39,400	30,000
11	86,600	66,600	57,100	41,500	32,000
12	89,800	69,000	59,000	43,600	34,000
13	93,000	71,200	60,900	45,700	36,000
14	96,100	73,400	62,700	47,300	38,000
15	99,200	75,600	64,500	48,900	40,000
16	102,300	77,600	66,300	50,500	42,000
17	105,400	79,600	68,100	52,100	43,600
18	108,200	81,600	69,900	53,300	45,200
19	111,000	83,400	71,700	54,500	46,400
20	113,800	85,200	73,500	55,700	47,600
21	116,600	86,700	75,000	56,800	48,800
22	119,400	88,200	76,500	57,900	50,000
23	122,100	89,700	78,000	59,000	51,000
24	124,200	91,100	79,500	60,100	52,000
25	126,300	92,500	80,700	61,200	53,000
26			81,900	62,300	54,000
27			83,100	63,400	55,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の1等級の23号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	職務の等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1		円		円		円		円
2		46,100		21,600		16,500		
3		48,200		23,000		17,200		
4		50,400		24,200		17,900		
5		52,600		25,400		18,700		
6		54,800		26,700		19,800		
7		57,200		28,400		20,900		
8		59,600		30,100		22,000		
9		62,000		31,900		23,100		
10		64,400		33,900		24,300		
11		66,800		35,900		25,500		
12		69,200		38,000		27,100		
13		71,600		40,000		28,800		
14		73,900		42,000		30,700		
15		76,200		44,000		32,600		
16		78,500		46,000		34,500		
17		80,800		48,000		36,400		
18		83,100		50,000		38,200		
19		85,100		52,000		40,000		
20		87,100		54,000		41,800		
21		89,100		56,000		43,200		
22		91,100		58,000		44,600		
23		92,700		60,000		45,800		
24		94,300		62,000		47,000		
25		95,900		64,000		47,900		
26		97,500		66,000		48,800		
27				68,000		49,700		
28				70,000		50,600		
29				71,900		51,500		
30				73,500		52,400		
31				75,100		53,300		
32				76,600		54,200		
33				78,100		55,100		
34				79,500				
35				80,900				
36				82,100				
37				83,300				
				84,500				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	職務の等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1		円		円		円		円
2		37,200		18,700		16,500		
3		39,200		20,200		17,200		
4		41,200		21,600		17,900		
5		43,200		23,000		18,700		
6		45,300		24,100		19,800		
7		47,400		25,200		20,900		
8		49,400		26,400		22,000		
9		51,400		28,000		23,100		
10		53,400		29,600		24,200		
11		55,400		31,300		25,300		
12		57,400		33,200		26,700		
13		59,400		35,200		28,100		
14		61,400		37,200		29,700		
15		63,400		39,100		31,300		
16		65,400		41,000		32,800		
17		67,400		42,900		34,300		
18		69,400		44,800		35,700		
19		71,300		46,700		37,100		
20		72,900		48,600		38,300		
21		74,500		50,400		39,500		
22		76,100		52,100		40,400		
23		77,700		53,800		41,300		
24		79,100		55,300		42,200		
25		80,500		56,700		43,100		
26		81,700		58,100				
27		82,900		59,500				
28		84,100		60,800				
29		85,300		62,100				
30				63,400				
31				64,600				
32				65,800				
33				67,000				
34				68,100				
35				69,200				
36				70,300				
37				71,400				
38				72,500				
				73,600				

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	86,500	45,900	33,500	24,200	18,700
2	89,700	48,600	36,100	25,400	20,200
3	92,900	51,300	38,700	26,700	21,600
4	96,000	53,900	41,300	28,400	23,000
5	99,100	56,600	43,900	30,100	24,200
6	102,200	59,300	46,500	31,900	25,400
7	105,300	62,000	49,100	33,900	26,700
8	108,200	64,700	51,700	35,900	28,400
9	111,000	67,400	54,300	38,000	30,100
10	113,800	70,600	56,900	40,000	31,900
11	116,600	73,800	59,400	42,000	33,800
12	119,400	77,000	61,800	44,000	35,700
13	122,100	80,200	64,200	46,000	37,600
14	124,300	83,400	66,600	48,000	39,400
15	126,400	86,600	69,000	50,000	41,200
16		89,800	71,200	52,000	43,000
17		93,000	73,400	54,000	44,500
18		96,100	75,600	56,000	46,000
19		99,200	77,600	58,000	47,200
20		102,300	79,600	60,000	48,400
21		104,900	81,600	62,000	49,600
22		107,000	83,400	64,000	50,600
23		109,100	85,200	66,000	51,600
24			86,600	68,000	52,600
25				70,000	53,600
26				71,900	54,600
27				73,500	
28				75,100	
29				76,600	
30				78,100	
31				79,500	
32				80,900	
33				82,100	
34				83,300	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	50,400	32,000	20,900	17,900	15,500
2	52,900	34,400	22,200	18,800	16,100
3	55,400	36,800	23,500	19,800	16,700
4	57,900	39,200	25,000	20,800	17,300
5	60,700	41,500	26,900	22,000	17,900
6	63,500	43,800	29,000	23,200	18,800
7	66,600	46,100	31,100	24,500	19,800
8	69,700	48,200	33,200	26,200	20,800
9	73,100	50,300	35,300	27,900	21,800
10	76,500	52,400	37,400	29,900	22,800
11	80,100	54,400	39,500	31,900	23,900
12	83,700	56,400	41,600	33,900	25,100
13	87,400	58,400	43,700	35,900	26,300
14	91,200	60,400	45,800	37,900	27,500
15	95,000	62,400	47,900	39,900	28,400
16	98,800	64,400	49,700	41,800	29,300
17	102,300	66,200	51,500	43,300	30,200
18	105,600	68,000	53,300	44,800	
19	108,900	69,800	55,100	46,200	
20	111,400	71,400	56,500	47,400	
21	113,800	73,000	57,900	48,600	
22	116,200	74,600	59,100	49,600	
23	118,600	76,000	60,300	50,600	
24	120,700	77,400	61,500	51,600	
25	122,800	78,800	62,700	52,600	
26		80,200	63,900	53,600	
27		81,600	65,100		
28		83,000			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	73,800	52,000	40,400	26,200
2	77,000	55,100	43,300	28,100
3	80,200	58,200	46,200	30,000
4	83,400	61,300	49,100	31,900
5	86,600	64,400	52,000	34,300
6	89,800	67,500	54,600	36,800
7	92,700	70,600	57,200	39,300
8	95,600	73,700	59,800	41,900
9	98,500	76,700	62,300	44,500
10	101,400	79,700	64,800	47,100
11	103,900	82,400	67,300	49,700
12	106,400	85,100	69,700	51,600
13	108,900	87,600	72,100	53,500
14	111,400	89,600	74,000	55,400
15	113,800	91,600	75,600	57,300
16	116,200	93,800	77,200	59,200
17	118,600	95,000	78,600	61,000
18	120,700	96,700	80,000	62,800
19	122,800	98,400	81,400	64,400
20			82,800	66,000
21			84,200	67,300
22				68,600
23				69,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	59,500	42,700	27,600	20,500	17,900	16,100
2	62,700	45,100	29,700	21,600	18,700	16,700
3	65,900	47,500	31,800	22,700	19,600	17,300
4	69,100	49,900	33,900	23,800	20,500	17,900
5	72,300	52,300	36,000	25,500	21,500	18,700
6	75,400	54,700	38,100	27,200	22,600	19,600
7	78,500	57,000	40,200	29,000	23,700	20,500
8	81,100	59,300	42,300	30,800	25,100	21,400
9	83,700	61,300	44,400	32,700	26,600	22,200
10	85,800	63,300	46,300	34,700	28,200	22,900
11	87,900	65,300	48,200	36,700	29,900	23,600
12	89,600	67,100	50,100	38,500	31,600	24,300
13	91,300	68,900	51,800	40,300	33,300	25,000
14	92,900	70,700	53,500	42,100	34,800	
15	94,500	72,100	54,900	43,600	36,100	
16	96,100	73,500	56,300	45,100	37,400	
17		74,900	57,300	46,200	38,300	
18		76,300	58,300	47,300	39,200	
19				48,300	39,900	
20				49,300	40,600	
21				50,100		
22				50,900		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	35,400	27,000	19,700	16,500
2	37,500	28,900	20,700	17,300
3	39,600	31,000	21,700	18,100
4	41,700	33,100	22,700	18,900
5	43,800	35,200	23,800	19,700
6	45,900	37,100	25,200	20,600
7	47,800	39,000	26,700	21,600
8	49,700	40,900	28,200	22,600
9	51,600	42,800	29,700	23,700
10	53,300	44,500	31,300	25,000
11	55,000	46,200	32,900	26,300
12	56,700	47,600	34,500	27,700
13	58,100	49,000	35,900	29,100
14	59,500	50,400	37,300	30,300
15	60,900	51,400	38,300	31,500
16	62,300	52,400	39,300	32,300
17	63,700	53,300	40,200	33,100
18	64,900	54,200	41,100	33,900
19	66,100	55,100	42,000	34,700
20	67,300	56,000	42,900	35,500
21	68,400	56,900	43,800	
22	69,500	57,800		
23	70,500	58,700		
24	71,500			
25	72,500			
26	73,500			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	170,000	108,700
2	180,000	113,400
3	190,000	118,100
4	200,000	122,800
5	210,000	127,500
6	220,000	132,200
7	240,000	136,900
8		141,600
9		146,300

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員に給与に関する法律の一部

を次のように改正する。

第二十一条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、扶養手当を受けている職員の扶養親族が同項の規定による届出に係るものすべからず、同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受け受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なふものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族が同項の規定による届出に係るものの一の場合について、同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。
期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に對して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。

第十九条の三第二項中「支給日」を「基準日」に改め、「以下次条第二項において同じ。」を削り、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

を「十二月」に改める。

第十九条の四第一項を次のように改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に對し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に應じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(人事院規則で定める職員を除く)についても、同様とする。

一 三月一日 同日以前十二月以内の期間
二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間
第十九条の四第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第七項中「期末手当の支給日」を「第十九条の三第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を「同項の規定により人事院規則で定める日」に改める。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二項並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員に給与に関する法律の規定は、昭和四十一年一月一日から適用する。
3 (最髙号俸等の切替等)
昭和四十年九月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最髙の号俸又は最髙の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に算入されることとなる期間は、人事院規則で定める。
4 (昇給期間の短縮)
昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に對する切替日(昭和四十一年十月一日)にお

いて昇給規定(一般職の職員に給与に関する法律第八條第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以降に於ける最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

5 切替日からこの法律の施行の日までの間の異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日までの間の間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

6 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとして場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なふことができる。

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員に給与に関する法律の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づいて命令に從つて定められたものでなければならぬ。

8 第一条の規定による改正前の一般職の職員に給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員に給与に関する法律の規定による給与の内私とみなす。
9 (扶養手当の経過規定)
昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつ

た者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員に給与に関する法律第十一条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

10 (期末手当及び勤勉手当の経過規定)
第二条の規定による改正後の一般職の職員に給与に関する法律第十九条の四の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。
11 第二条の規定による改正後の一般職の職員に給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の四の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは、「五箇月十七日以内」とし、「同項第一号及び第二号」中「六月」とあるのは、「五箇月十七日」とし、「同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは、「二箇月十七日」とし、「同法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあるのは、「五箇月十七日以内」とする。
12 この附則に定めるもののほか、この法律(次項を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
13 (国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部改正)
国家公務員の寒冷地手当に關する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「扶養手当の月額との合計額」を「同日におけるその者の扶養親族の數に應じて一般職給与法第十一条第三項の規定の例によつて算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における俸給の月額)に改める。
第五条各号列記以外の部分中「この場合において」の下に「第二條第四項中「一般職給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十二條第三項」とを加え、「昭和二十七年法律第二百六十六号」を削り、同条第四号中「職員の俸給の月額」と扶養手当の月額との合計額を「俸給の月額」に、「職員の俸給、扶養手当」を「俸給」に改める。

附則別表 昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職俸給表(一)				1~3	2~8	6~12	9~15	
行政職俸給表(二)	2~12	8~18	11~21	18~28	25~31			
税務職俸給表			1	1~6	4~10	7~13		
公安職俸給表(一)			1	2~8	7~13	10~16	13~19	
公安職俸給表(二)			1	1~6	4~10	7~13	13~19	17~23
海事職俸給表(一)		1~5	4~10	9~15	15~21			
海事職俸給表(二)	4~10	9~15	14~20	20~26				
教育職俸給表(一)			1~6	3~9	9~15	12~18		
教育職俸給表(二)		9~15	15~21					
教育職俸給表(三)	1~4	12~18	15~21					
研究職俸給表			2~8	9~15	12~18			
医療職俸給表(一)				1~6	7~13			
医療職俸給表(二)			4~10	9~15	12~18			
医療職俸給表(三)	1~5	4~10	10~16	14~16				

備考 (一) この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1~3」等とあるのは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。
 (二) この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による職務の等級及び号俸を示す。

秘書官								官職名	俸給月額
一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸		九五、五〇〇円
四〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	五二、五〇〇円	六〇、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	八六、〇〇〇円			

別表第三

別表第三を次のように改める。

する。

年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四

改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を

正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に秘書官に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千百十円」を「四千六百四十円」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

第二十五条第二項中「八千二百円」を「九千二百円」に改める。

附則中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和二十年八月十五日に現に恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一

号)による改正前の恩給法(大正十二年法律

第四十八号)第二十一条に規定する軍人(以下

この項において「軍人」という。)であつた者で

昭和二十八年八月一日から昭和三十二年六月

三十日までの間に保安官、警備官又は自衛官

(以下この項において「自衛官等」という。)と

なつたもの(政令で定める者を除く。)の国家

公務員等退職手当法第七条第一項の規定によ

る勤続期間の計算については、その者の軍人

であつた期間は、政令で定めるところによ

り、その者の最初に開始する自衛官等として

の在職期間に引き続いたものとみなす。

別表第一及び別表第二を次のように改め

る。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙					
1	円 170,000	円 121,300	1	円 87,800	円 64,000	円 53,100	円 35,400
2	円 180,000	円 126,500	2	円 92,300	円 67,500	円 55,800	円 37,700
3	円 190,000	円 131,700	3	円 96,800	円 71,000	円 58,500	円 40,100
4	円 200,000	円 136,900	4	円 101,300	円 74,500	円 61,200	円 43,000
5	円 210,000	円 142,200	5	円 105,800	円 77,900	円 63,900	円 45,500
6		円 147,500	6	円 110,300	円 81,300	円 66,500	円 48,000
7		円 152,800	7	円 114,700	円 84,700	円 69,100	円 50,500
8		円 158,000	8	円 119,100	円 88,100	円 71,700	円 52,900
9		円 163,200	9	円 123,500	円 91,400	円 74,300	円 55,300
			10	円 127,700	円 94,300	円 76,900	円 57,700
			11	円 131,300	円 96,800	円 79,500	円 60,100
			12	円 133,800	円 99,200	円 82,000	円 62,500
			13	円 136,200	円 101,400	円 84,500	円 64,900
			14	円 138,600	円 103,500	円 87,000	円 67,200
			15	円 140,900	円 105,600	円 89,000	円 69,500
			16			円 90,900	円 71,800
			17				円 74,000
			18				円 76,200
			19				円 78,400
			20				円 80,200
			21				円 82,000

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附則別表 昇給期間が短縮される号俸の表

イ 参事官等についての表

職務の等級	3 等 級
俸 給 表	
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1 ~ 3

ロ 事務官等についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
俸 給 表							
行政職俸給表 (一)				1 ~ 3	2 ~ 8	6 ~ 12	9 ~ 15
行政職俸給表 (二)	2 ~ 12	8 ~ 18	11 ~ 21	18 ~ 28	25 ~ 31		
教育職俸給表 (一)			1 ~ 6	3 ~ 9	9 ~ 15	12 ~ 18	
教育職俸給表 (二)		9 ~ 15	15 ~ 21				
研究職俸給表			2 ~ 8	9 ~ 15	12 ~ 18		
医療職俸給表 (一)				1 ~ 6	7 ~ 13		
医療職俸給表 (二)			4 ~ 10	9 ~ 15	12 ~ 18		
医療職俸給表 (三)	1 ~ 5	4 ~ 10	10 ~ 16	14 ~ 16			

ハ 自衛官についての表

階 級	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉	3 等 陸 尉	1 等 陸 曹	2 等 陸 曹	3 等 陸 曹
	3 等 海 佐	1 等 海 尉	2 等 海 尉	3 等 海 尉	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹
	3 等 空 佐	1 等 空 尉	2 等 空 尉	3 等 空 尉	1 等 空 曹	2 等 空 曹	3 等 空 曹
俸 給 表							
自衛官俸給表	1	1 ~ 4	2 ~ 8	5 ~ 11	5 ~ 11	7 ~ 13	8 ~ 10

備考 これらの表中「1~3」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七号)による改正前の法の規定による1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局